ジャーナリズムと弁護士の接点

最近,以前にも増して、メディアに弁護士が登場する機会が増えているような気がします。裁判報道以外でも、被疑者の弁護人あるいは被害者の代理人として取材を受けたり、大きな事件が起きると専門家として出演やコメントを求められたりします。映画やドラマ・漫画などでも、弁護士が主人公の作品が多く製作されるようになりました。

しかし、弁護士のプレゼンスの増加とは裏腹に、例えば記者会見等で、弁護士はどのように何を準備すべきなのか、そもそも、どうしたら抱えている案件をメディアに報道してもらえるのか、メディアはどういう基準でニュースの取捨選択をするのか、などについて知っている弁護士は、まだまだ少ないのではないでしょうか。

今回、司法記者クラブ所属の5名の方に出席いただき、座談会を開催しました。併せて、長く司法記者を務めメディアと弁護士の関係について詳しい澤康臣専修大教授に、特別寄稿をお願いしました。

真実発見という共通の目標を抱える職業のより良い協力関係構築に向けて、弁護士の情報発信の一助にしていただければ幸いです。

LIBRA 編集会議 坂 仁根, 吉川 拓威

CONTENTS

座談会	会:弁護士のメディア対応はいかにあるべきか	2頁
寄和	高: 敵か 同志か 同床異夢か──弁護士と記者の微妙な関係	14頁

座談会

弁護士のメディア対応はいかにあるべきか

日 時:2022年7月22日(金)午後2時~4時

場 所: 弁護士会館 502 号室

出席者*敬称略

司	読売新聞社	稲垣	信
法記	朝日新聞社	村上	友里
者	時事通信社	片岡で	かる
	日本放送協会	伊沢	浩志
Elm P	TBS テレビ	高橋	史子

永野

亮 (65期)

広報室嘱託

司法記者になった経緯など

坂 (司会):初めにみなさまの経歴,司法記者になった経緯,これまでの記者生活の中で印象に残った事件などのご紹介をお願いします。

稲垣: 読売新聞社会部の稲垣です。私は2001年に 入社し、福島支局を経て、2007年に東京社会部 に来ました。これまで司法クラブ、法務省クラブ、 厚生労働省クラブを担当し、司法クラブでは主に 東京地裁、東京高裁、最高裁の裁判を中心に取 材していて、去年の12月からキャップをしていま す。

印象に残った取材としては、全国初の裁判員裁判の法廷取材があります。2009年8月のことだったんですが、3人の裁判官の両横に裁判員の方が3人ずつ並んで、法廷で積極的に質問をするところなどを取材したことがあり、とても新鮮さを感じました。

村上:朝日新聞の村上です。私は2015年4月入社で、最初横浜で、岡山、名古屋と異動しました。東京に来た去年の春から裁判の民事担当を1年間して、今は刑事の担当をしています。

横浜の新人のときに偶然,半年間司法担当をして、そのときに川崎の多摩川で中学校1年生の男の子が亡くなった少年事件や、子供を虐待死させた父親の裁判を、傍聴して取材しました。そこで、法廷で繰り広げられる弁護士と検察官の攻防など裁判の面白さを知り、それ以来転勤の先々で司法担当を志望し、東京に来て裁判担当になりました。

記者として今も原点というか, 自分の核になっているのが, 岡山にいたときの西日本豪雨の取材です。私は県政担当をしていて, こういう災害の

ときは本社から応援の記者が一斉に来て現場に行くんですけど、私は地方総局の県庁担当として、現場にほとんど行けなくて、県庁に毎日通う日々でした。現場に行けないことがすごくもどかしく、記者なのに現場に行かなくていいんだろうかと自問自答をしたんですけど、そのときに上司から、組織ジャーナリズムにおいては、地方総局の記者として災害時の県の対応を取材する県庁担当も大事なんだと言われました。その後、ある程度落ち着いてから現場に通うようになり、生活が続いていく人たちのことを長い目で取材していくことの大事さというのに気付かされました。裁判取材でも共通するものがあり、そういう意味で一番思い出に残っています。

片岡: 時事通信の片岡です。私は2015年入社で、最初は静岡総局に配属され、県警担当をやったあとに静岡市役所と県庁を4年ほどやって東京に戻り、最初は遊軍をやっていました。コロナ上陸の際に少しだけ厚労省もやり、その後、警視庁の捜査二課を2年ほどやって、今年4月から司法クラブの刑事裁判担当になりました。司法担当になったきっかけは特になく、宇宙の担当がしたいなどとは言っていたんですが、専門的な知識を養える担当がいいですというようなことを言っていたら、ここになりました。

印象に残った取材としては、遊軍にいた際に、京都アニメーションの放火殺人事件の現場のバックアップ取材をやらせていただいたり、あとはカルロス・ゴーンさんがレバノンへ逃亡した日に、ちょうど本社の泊まり勤務に入っていたので、とても大変だったというのが記憶に残っています。

伊沢: NHKの伊沢です。入社は2013年で、振り出しが福井県で警察と司法を2年間やりました。その後、



読売新聞社 稲垣 信

福井県敦賀市の支局で原子力発電所の取材を3年間して、4年前に東京の社会部に異動し、最初の2年間は警視庁捜査一課の担当をやって、2年前に司法クラブ担当になりました。東京地裁、東京高裁の担当をこの間まで務め、今月から最高裁も担当になっています。

司法クラブ担当になったきっかけと印象に残った 取材が一緒になるのですが、東日本大震災後の 2014年に福井地裁で、大飯原発3、4号機の運転 差し止めを震災後初めて命じる判決がありました。 その翌年には、仮処分で高浜原発の3、4号機の停止を命じる決定が出ました。その瞬間を取材していて、原発の稼働について賛否はあるにせよ、住民が声を上げることによって、司法判断が出て世の中が動いていく、世の中の動きが変わっていくというそのダイナミズムを間近で見ることができました。人が日々抱えている問題や疑問が動く現場をずっと見続けていきたいなと思い、司法クラブを志しました。

高橋:TBSテレビの高橋です。2009年に入社しました。民放ですので、守備範囲が関東なんです。 社会部に配属されて、内勤業務とともに関東地方 の遊軍記者として、新人時代は取材に当たりま した。

2010年からは国税担当兼検察担当として2年弱司法クラブにいましたが、大阪地検特捜部の証拠改竄事件など、検察庁が組織的に大きく変化するような時期でした。

その後,2012年からは警視庁クラブで生活安全部,交通部,組織犯罪対策部の担当を2年半ほどしました。その後は番組づくりの担当も長く,2015年からは戦後70年特別番組,その年の秋からは土曜日の『報道特集』という番組の担当のディレクター

になり、2019年からは『News23』でディレクターを していました。

7月から社会部に戻り、裁判担当になったところです。入社のときから一度はやってみたいとあこがれていたので、その志望がかなった形です。

過去の印象に残った司法関連取材は、検察担当時代に政治資金規正法違反で強制起訴された小沢一郎氏の裁判です。大きな裁判なので、地裁にテントが張り出され報道特別番組という形で、生放送で各社中継をし続けました。私は裁判担当ではなかったのですが、法廷に入って主文の無罪判決を聞いて、その瞬間の法廷内の様子を、30秒とか1分くらいしか法廷にいなかったんですけど、その短い時間の出来事を、法廷を出た瞬間にすぐに生放送でしゃべらなければいけない。裁判で起こったことを法廷から飛び出してすぐに、しかも生放送で伝えるというのは、今思い出しても緊張する出来事でした。

裁判取材が始まるきっかけ

司会:裁判の取材が始まるきっかけについて、例えば 刑事ですと警察発表から始まることも多いと思い ますが、民事だとどのように始まるんでしょうか。

村上:民事裁判は、記者の個性や興味が結構出せる んじゃないかと思っています。ただ、東京だと報道 が絶対必要な著名裁判がたくさんあるので、関心が あるものを深掘りするという時間はすごく限られま す。それぞれの記者の関心があるテーマ、私だった ら外国人の権利とか家族関係の話とかを取り上げ、 この裁判にはどういう意味があるのかという解説や 当事者の声、サイド記事を付けようと考えて動いた りしています。



司法記者

時事通信社 片岡 ひかる

司会: おびただしい数の事件の中から、どうやってこの事件をやろうと目星を付けるんでしょうか。開廷表を全部チェックしたりするんですか。

片岡: 事前に把握できていない分は、来週分までは チェックしています。

奥:開廷表を見ただけでも分からないと思いますが、 そういうときはどこに着目するのですか。

片岡:パソコンとかで検索して、これはどんな事件 だったのかというのをチェックしています。

奥:代理人弁護士の名前に着目する,つまり,結構 著名な弁護団事件とか,消費者被害の関係の事件 などをたくさんやっている弁護士の事件に着目する というのは、ありませんか。

伊沢:日ごろから取材させていただいている弁護士の方から、「実はこういう裁判が今度あるから見てみないか」というようなお話があったりすることがあります。例えば、すでに社会問題化している会社があって、消費者被害が生じている場合はその会社を探していけばいいですが、そうではないときは、情報提供をしていただくこともあります。

西川:以前,ある記者の方から,取材が始まるきっかけとして結構訴訟記録の閲覧をしています,というお話を聞いたことがあるんですけど,そういうこともされていますか。

伊沢:します。

西川: それは、事件名などで当たりを付けて閲覧する というような流れでしょうか。

伊沢: そういうのもありますし、実際に傍聴に行って みて、気になったら調べてみるとか、そういう感じ です。

奥:民事事件など、傍聴だけだと内容がほとんど分からないということにはなりませんか。

伊沢:はい。なので、それこそ弁護士の顔ぶれだった



朝日新聞社 村上 友里

り会社の名前だったりそういうのを見て、ちょっと 調べてみようかというのもあります。ケース・バイ・ ケースです。

奥: ちょっと大きな話になってしまうかもしれませんが、 実際の民事裁判を聴いて、「裁判の公開」という原則 が実践されていると感じられますか。

伊沢: 現状でも手続きとしては問題なく成立している わけですが、確かに書面のやりとりだけで終わると いうときは果たして「公開」なのかなと思うことは あります。

奥:取材する側からすると、せっかく法廷に行っても、 そこでは情報があまり出てこないという不満などは ないのでしょうか。

村上: むしろ記録閲覧に行けば詳細な裁判資料を見られるので、取材する側にとってあまり不満を感じたことはありません。判決で棄却とだけ言われて終わることもたくさんあるので、原告や当事者の方にとったら不十分かなとも思うんですけど。

どうしたら裁判を報道してもらえるか

司会:弁護士が関心を持っているのは、どうしたら 自分のやっている裁判を新聞あるいはテレビで取 り上げてもらえるのかです。裁判が記事になる、 ならないという判断基準みたいなものはあるんでし ょうか。

高橋: そもそも報道番組自体が1日の間では限られた時間枠の中で、裁判の報道をどれだけするかという問題になります。例えば民事事件ですと、事前に原告の方のインタビューとか、裁判に至った経緯とか、そういった取材に答えていただけると、明日こんな裁判があって、その裁判に懸ける思いを聞きましたというような形で、前日であったり、もしくは

司法記者



日本放送協会 伊沢 浩志

当日に、こういう思いでこういった裁判を起こした方がいて、そこで判決はこうなったんですというような形で報道できます。いわゆるストレートニュースに加えて、原告被告の言い分であったり関連する事柄の取材がプラスアルファでできていくと、ニュースとしてぜひやろうという形になるというところがあります。

特にテレビの場合ですと、カメラでインタビューに応じていただけるかどうかが大事です。ただ裁判所の外観を撮影して1分、2分、3分のニュースを流せるかというとなかなか難しいところがあるので、いかに映像化していくかというところを、時には弁護士の方々にアドバイスをいただきながら、取材をしていくことが多いと思います。

司会:裁判にくっついてくるヒューマンストーリー みたいなものがあると取り上げやすいということで すよね。

高橋: もちろん裁判によると思いますし、どの裁判かによっても違いますけれども、そういった面もあると思います。

奥:弁護士の側が取り上げてもらいたいという思いがあるのであれば、判決が出る前の事前の段階から当事者の声を具体的に示すなどしてしっかりとストーリーを提示するということが重要ということでしょうか。私などは、生の事件で依頼者がいて、勝ったら取り上げてもらいたいけど、だめならもうそれ以上必要ないと思ってしまうのですけど、皆さんからすれば、その手前の段階、結論が出る前だからこそニュースバリューがあるという感じなのでしょうか。

村上:最終的な判断がどうなるか分からないですけど、 報道するタイミングとして、判決前に出すという こともできます。結論が負けでも勝ちでも、こう



TBS テレビ 高橋 史子

いう裁判が起きているということを知らせるという 意味でできると思います。今までの個人的経験ですと、本当に毎日たくさんの裁判がある中で、弁護士から取りあえず相談をしてもらったりするのはすごくありがたいです。それで負けた場合にやっぱり記事にしないでほしいと言われたこともあって、その場合には判決時に記事を出すのはいったんやめて、記事にするタイミングを考えるということもありました。

西川: なかなか記者の方と個人的に連絡を取れるよう な弁護士は少ないと思います。意義のある事件だか ら記事に取り上げてほしいと思ったときに、どこに アクセスをしたらつながるのかが分かりづらくて、 その辺はいかがでしょう。

伊沢:記者クラブにご相談いただいても結構ですし、 時間が合えば別に会見でも結構ですし、レクチャー をしていただいたり、あと情報提供という形で資 料を提供いただくという形でも全然結構だと思い ます。私たちは日々取材していますので、現場で お声掛けいただくというのも取材のきっかけになり ます。

高橋:司法クラブは幹事社が各月担当しておりますので、弁護士から裁判資料の提供がありますとか、こういったことで会見を開きたいですとか、そういったことを幹事社とやりとりしていただければ。もちろんすべてをお受けすることはできないかもしれないですけれど。

奥:幹事社というのは毎月替わるんですか。

高橋: そうですね。毎月。

伊沢:順番で。

西川:記者会見を開くかどうかというのは、幹事社が 決めるのでしょうか。

村上:基本、幹事社が判断します。



副会長 奥 国範 (54期)

伊沢: これだから受ける, これだから受けないとかというよりは, 同じ時間帯に先約があったりすると, ちょっとご相談させてくださいとかという形です。

高橋:基本的には開かれた場です。

片岡:弁護士会からではなく、個人の弁護士から会見をやりたいという投げ込みがある場合はあります。 記者クラブの談話室に投げ込みのプレスリリースが置いてあったり、張り出しという形で掲示されて記者にお知らせされています。

永野:司法記者クラブなるものがあるというのは分かるんですけど、そういうところに持ち込めば記者会見できるというのはあまり知られていないと思いますが。

村上: 幹事社によると思いますが、最近は個人の弁護士から突然幹事社が会見の依頼を受けた場合でも、基本的にお受けしてはいます。ただ全部受けていたらすごい数の会見になってしまうので、本当に人が集まりそうかということを幹事社が判断して開くときもあります。

司会:大きな裁判を抱えている日だってありますよね。 ということは、弁護士はまずそういう予定を見極める ことが大事だということですね。

村上:相談を受けたときに、この日は大きい判決があり、ちょっと人が集まらないかもしれませんが、という話をさせてもらったりする感じです。

記者会見を開くときの注意点

司会:記者会見を開く弁護士に対する要望をお聞かせください。

稲垣:法律用語というのはすごく難く、考え方も難しいですし、専門性が高いです。一般の人でもすぐに理解できるような易しい言葉で、かみ砕いてご説明

いただけるとすごくありがたいです。

司会:よく弁護士が言うんですけど,事前に記事をチェックさせてもらえないのかと。その辺はいかがでしょう。

片岡:基本的には絶対に取材先に原稿を見せてはいけないと言われています。利害関係が対立している場合もあるので、こちらは公共性の観点から出したいと思っていても、見せると取材先から記事そのものを取り下げてくれと言われる場合もありますので、見せないですね。口頭で記事の内容を説明して確認する場合はあります。

奥:私も、これまでに何度か、対象のテーマが法的に 難しい内容であるということもあり、夜中まで記者 とやり取りしたことがありますが、そのときもやはり 記事の案文は、該当の部分しか送っていただけず、 記事全体の中でどのような位置づけの記載なのかは 事前には教えてもらえなかったです。

村上:最低限できても、たぶんそこまでなんです。間違ってはいけないので、なるべく概要とか、こういう文脈で紹介しますというのは説明するようにしますけど、やっぱり記事そのものを見せるということは難しいと思います。

取材の一元化の可能性・実名報道について

司会:例えば私たちが犯罪被害者の代理人になった場合でメディアスクラム(集団的加熱取材)になりそうになった場合に、記者クラブを通じて情報の発信を一元化するということは可能なんでしょうか。

片岡:メディアスクラムが発生しやすいのは、恐らく 事件が起きたばかりの段階だと思いますが、その 段階は司法クラブではなくて、警察の記者クラブが



広報委員会委員長 西川 達也 (61 期)

取材を担当しています。その場合、幹事社がどこの 会社かを聞いたりして、「各社1人ずつでの取材を お願いします」とか、「幹事社を通じてこの資料を 渡してください」とか、そういうふうに対応していた だくと円滑になると思います。

高橋:原則、各社がそれぞれの責任を持って取材しますが、近年、メディアスクラムへの懸念を一般市民の方ですとか当事者の方々がお持ちであることは承知しています。ケース・バイ・ケースですが、最近でいうと京都アニメーションの事件は、できるだけメディアスクラムを避けるようにと代表取材がされた例だと聞いていますし、そういったケースも時々あると思います。

伊沢: 私が警視庁のときに経験しましたが、池袋の 暴走事故のときは、最初はメディアスクラムみたいな 形になりました。私たちもメディアスクラムになる のは本望ではもちろんないのですが、やはり大きい 事件になると様々な報道機関が入ってくるので、 報道を制限するのは正直難しいところはあります。 しかしこの事件のときは、数日たったときに、被害 者のご遺族の方が記者会見で発言をしてください ました。私たちも好き好んで押し掛けているわけで はなくて、ちゃんと声を届けたいという思いでやっ ているので、そういう形でお話を伺う機会を設けて いただくということも選択肢の一つなのかなと思っ ています。

司会:関連で実名報道についてお尋ねしたいんですが、 メディア側はなぜ実名が原則なのか、教えていただ けますか。

片岡: (匿名にすると) 捜査機関が徐々に情報公開を 行わなくなって, 恣意的な運用になることを問題視 しているというのが, 建前というか前提としてあり ます。しかし, メディア側の判断で匿名にすること もあります。著しく死者の名誉を傷つけるとか、差別を助長するとか、そういう場合です。捜査機関が匿名で発表することを、メディア側がすごく拒絶しているという形です。全部匿名にされると何も分からなくなってしまう。

奥: 捜査機関による実名公表の問題と、報道機関による実名報道・匿名報道の問題は、一段階、次元が違うように思っています。捜査機関が情報を出さないと、メディアによる検証もできなくなってしまうし、それは捜査機関の暴走などにつながりかねないのではないかと思っているのですが、実際に皆さんは実名公表や実名報道についてどのように考えていますか。大原則として皆さんが大事だと思っていらっしゃるところを教えていただけるとありがたいです。

片岡:被疑者と被害者とでたぶん変わります。被疑者については、市民にその犯罪を報道することによって、犯罪というのはわりに合わないことだという抑止効果みたいなものを期待して報道がなされるべきかと思います。あと、捜査機関の捜査が適正に行われているかをチェックしていく中で、やっぱり被疑者名公表というのは絶対必要なんじゃないかという思いで私はやっています。被害者についてはケース・バイ・ケースと思います。

司会:被疑者でも名前が出る場合と出ない場合がありますが、何か基準はありますか。

片岡:普通の人が例えば万引等で捕まったりした場合って、そもそもニュースにならないので、基本的にニュースになるような話で捕まった場合は、実名というのが基本だと思います。

奥:必ずしもそうではないのではないでしょうか。例 えば、地方公共団体の職員が被疑者となった事件の ような場合、犯罪事実としては小さな事件であった



LIBRA 編集長·司会 坂 仁根 (70期)

としても、公務員が行ったというところにニュース バリューがあると思うと、実名までは出さずに「県 庁の男性職員 (何歳)」として報道がなされたりする ように思います。その場合、匿名報道のままで終わ っていたりするかなと思います。

高橋:逮捕で身柄拘束をされた場合には基本的には 実名ですし、それが書類送検であったり在宅起訴 であったりした場合にどうするかは、各報道機関で 判断していると思います。

奥:身柄拘束の有無というのは、報道機関としても 重視している要素ということになりますか。

高橋:そうですね。任意の取り調べに応じて書類送 検をされた人と、実際に逮捕された人と比べれば、 実名・匿名という判断も分かれてくるところがあり ます。書類送検だから実名を書かないということで はないですけれども、判断材料の一つにはなると思 います。

西川: 例えば民事で、事件自体は世に問いたいけれど も、当事者の方、被害者の方としては名前や顔は 出したくない、というような取材は受けてもらえる ものなんでしょうか。それともやはり名前、顔が出た 方がよいですか。

高橋:本当にケース・バイ・ケースで、例えばテレビ の場合、カメラ取材には応じられないけれども、取 材を受けてもいいですよと言われることもよくあります。けれども、テレビのニュースとして伝えるためには、顔が分からない形であっても、音声でしゃべっているところを伝えさせてもらえませんかとお願いすることもあります。

西川:少し話が戻ってしまうんですけど、記事として 取り上げるかどうかというのは、新聞社、通信社など 活字のメディアと、テレビ局とで基準が違ってくる ものなんでしょうか。



LIBRA 副編集長 富田 寛之 (48期)

東京弁護士会

村上: 今はデジタルがあるので、紙面には小さくしか 載らないけどデジタルで長物を載せようとか、紙面 向けとデジタル向けで記事の書き方も違います。私 もある意味で実名原則だと思っているんですけど、 手口がすごく面白いとか、置かれた状況やエピソー ドにすごく意味があるとかだったら、全然特定され ない匿名の形でも記事は成り立つと思っています。 逆に、匿名にすることですごく具体的にエピソード を話してもらえるならとか、そこのバランスでしょ うか。

高橋:性犯罪の被害者や少年事件など,実名が原則であっても当事者にとって著しく大きな不利益があると判断した場合は,もちろん匿名にして伝えることもあります。

弁護士・弁護士会に対する要望

司会:皆さんが司法記者として弁護士に抱いている 印象,弁護士や弁護士会に対する要望をお聞かせ ください。

稲垣:弁護士という職業は、なぜ弁護士になったのかという志を仕事に生かせる自由な職業なのではないかという印象を、私は持っています。報道機関の記者とちょっと近い点があると思っているのですが、例えば犯罪被害者の救済ですとか薬害被害者の救済ですとか、あるいは社会の不正の追及ですとか、役割にすごく近いものがあるのではないかとも思っています。

よりよい社会を目指すという部分においてはやはり同じものなのかなというふうに感じていまして、協力関係やお互いの理解をさらに深めることができれば、と思っています。

司会:現状,協力関係がうまく行っているとは必ず



LIBRA 副編集長 吉川 拓威 (59期)

しも言えない理由は、何だとお考えですか。

稲垣:私はそのようには思っていなくて、例えばオウム真理教の事件で坂本堤弁護士が被害に遭われたということで、あの事件に関しては弁護士会の多くの方々が、暴力やこういうことに屈してはいけないんだという思いで、被害者の救済のために奔走されている。その傍らで取材をした経験があるんですが、そういう弁護士の方々の活動を広く多くの人たちに知ってもらうということでは、協力関係があったと思っています。

村上:私も稲垣さんと同じですけど、私が岡山総局にいたとき、臨時国会を召集しないのは憲法違反だという憲法53条の違憲訴訟が提訴されました。岡山の弁護士の方々や議員が、この臨時国会が開かれないのはおかしいじゃないかという素朴な疑問というか不満から裁判が生まれたというのを、私は提訴のときに間近で見ました。やっぱり弁護士って社会を動かす、裁判が社会を動かす力があるなというのはよく感じていました。

この前東京高裁で判決があった旧優生保護法の 裁判もそうですけど、あこがれもありつつ同じ方向を 向いているというか、裁判を起こすだけでもし負け てしまったら法律上は何も変わらないかもしれない けど、そこで記事に何でこの裁判に意味があるのか ということを書くことで、より多くの人にその問題 を知ってもらえるという意味で、本当に相乗効果が あるかなとは思っています。

どういうふうに弁護士と記者が接点を持つかというところですが、今まで経験したケースですと、会見で名刺交換をしただけでほとんどしゃべっていない弁護士から、突然こういう話があるんだけどと相談を受けたこともあります。そういうお声がけも、私たちからするとありがたいです。



東京弁護士会

LIBRA 編集委員 雨宮 慶 (45 期)

記者ももっと努力をしないといけないのかもしれないですけど、記者は何でもすぐに書くわけじゃなくて、話をちゃんとして信頼関係を築いた上で書くタイミングやどのように書くかを相談しながら判断をするんですというのを分かってもらえたらな、と思います。

片岡: 再審開始に向けて闘っている弁護士とか、刑事事件の弁護をされている弁護士とかは、とってもかっこいいなと思いますし大変だろうなと思いますし、あこがれる部分もあります。ただ、何かちょっと過度に警戒されていると思うときもあって、より理解を深められたらいいなと思っています。

司会:警戒されているというふうに感じるのはどんなときですか。

片岡:しゃべりかけた際にずっと会話がなくなって、考え込んでしまって黙っちゃうみたいな (笑)。何か言ったらまずいんじゃないかという気持ちになるのかもしれないですけど。たぶん普段は司法クラブにいらっしゃる弁護士さんではなくて、記者と接していることが少ない方だと、そうなる傾向にありますかね。

雨宮:弁護士って、こう書かれたら困ると恐れているところがあるのかなと思います。そこは突っ込んで聞いていただいてもいいのではないでしょうか。

伊沢:日々の取材をしたり会見や法廷での弁護士の皆さんの様子を見させていただいて、本当に様々な分野のプロフェッショナルで、それぞれの弁護士がこの分野を極めている、この分野に思いを持って日々の活動をしているというのがよく分かります。一般の方もそうだと思いますけれども、いつも弁護士の皆さんは本当に頼りになる存在だと思っています。



広報室嘱託 **永野** 亮 (65 期)

一方で、すごいプロであるが故に、何が問題になっているのかというのが少しずれることがあります。これってすごい問題提起をしている裁判なんですよということが私たちから見ると気付けるんですけど、皆さんはプロなので、もうこれは今まで結構あるからというような形で、見過ごす部分もあるのではないかと思ったりします。

また、何でこのタイミングでお話をしてくださった のかなと思うこともあります。私たちも取り上げた いのに、判決の3日後とかにお話をしてくださって、 ちょっともう取り上げにくいということもあったりし ます。そういうところをもう少し意識してお話をし てもらったりアドバイスをしてもらうと、今後はより メディアと弁護士の皆さんの思いが一致するのかと 思います。

世の中を良くしたい、声なき声を届けたい、困っている方を助けたいという思いは共通していると思いますので、そこでいい関係を作れるようにお願いができたらと思っております。

吉川:判決の3日後だともう遅いということなんですね。

伊沢:一番いいのは、こういう判決が実はあるんだけ ど、こういうことが今は争点になっていて、こうい う社会的な背景があるからちょっと話を聞いてと いう説明が事前にあることです。そうすると私たち も注目することができて、記事化を検討することが できます。

それがもう判決から3日ぐらいたってしまったり、 当日いきなりこんな判決が出ました、これはこうい うことなんですと言われても、書くのは難しいことも ありますから、本当に大事なんだと思うものはなる べく早めにアクションを起こしていただけると非常 にありがたいです。 すごい違憲判決が出ていたとかだったら後日でも 書く可能性はありますが、何で当日のニュースになっていないんだという一般の方々からの疑問に答え にくいので、後日のニュースでは取り上げるのが 難しくなってくるというところはあります。

吉川: その判決が勝てるか負けるか分からなくて、事前の連絡を控えるときもあるじゃないですか。先日、判決の当日に記者さんから電話がかかってきて聞かれて、その翌日ぐらいに匿名でしたけど新聞記事になったのがあったんですけど、そういうこともあるんですか。

伊沢:当日,もしくは翌日の朝刊ぐらいの時間感覚で考えていただけると,非常に私たちにとってはやりやすいです。

富田: そうしたら、結構前から相談して、こういう争点があって社会的に取り上げられる価値がこの事件にはこうあるということで判決日に向けてお話を進めていけば、その判決の当日なりに出していただける可能性もあるということでしょうか。

伊沢:各社の判断になりますけれども、まったくゼロベースで取材するよりは一緒に考えさせていただくこともできますし、先ほど高橋さんもおっしゃいましたけれども、それまでに例えば原告の方のお話を伺おうとか、この訴訟が起きた背景にはこういう制度の不備があるということもいろいろ事前に取材ができて、そういうところも含めて放送だったり報道することができるので、やっぱり事前に知らせていただくことも大事です。

富田:テレビだと時間枠かもしれないですけど、新聞だったら紙面のどこにいくかみたいな話かなと思いますけれども、こういうプラスアルファの価値があるんですよみたいに弁護士側がプレゼンをすることはできるんでしょうか。



伊沢:背景などを説明できた方が、社内で判断しやすいですよね。何かよく分からないけど判決があるのでというよりは、ちょっと考えようかというきっかけにはなります。

それが大きく取り上げられることにつながるかどう かはまた別の問題ですが、ニュースの一つの選択肢 にはなります。

雨宮:今お伺いして感じるんですけど、やっぱりおっしゃったタイムラインというのを弁護士は全然知らなくて。例えば夕刊なり朝刊の締め切りの時間が何時ということでどれぐらいに情報提供をしなきゃその日は載らないよというところとか、事前に準備をしておかないと時機を逸してしまうというようなところって、記者さんにとっては常識なんですけど弁護士にとっては全然常識じゃないんです。その辺のところで弁護士はもうちょっと知っておいた方がいいよねというようなところがあったら、ご指摘いただきたいです。

高橋: 例えば会見で言いますと、代理人だけでなく当事者の方が登壇されるかどうかも結構大きな位置付けです。弁護団の方々に判決の意義を説明いただくのも重要ですけれども、当事者の方がどういう思いなのかも聞きたいところです。撮影が難しい方もいるかもしれないですけど、そういう場合は、こういうコメントですということでも、ニュースになりやすいと思います。そういったものがあると、ぐっとその裁判が身近なものになり、生き生きとしたニュースになっていくのかなと思います。

雨宮:情報量についてはどうですか。弁護士ってわりとものすごい長い文章を送りたがるんですけど、具体的に言うと A4 を 2 枚までとか 1 枚までとかがいいのか、そういう制限はないから何でもくれという話になるのか。おそらくタイミングにもよると思い

ますけど。

村上: レクを開いてもらう前に、書面そのものをいただいた方が意外とすごく助かります。訴状や判決の最終準備書面とかをとにかくいただいて、それを記者が読んでレクに臨むというのがベストです。ただ個人情報もあると思うのでもちろんマスキングしていただいて構いません。

雨宮: 最終準備書面ということですか。

高橋:そうですね。判決だったら双方の主張がまとまっている書面、提訴だったら訴状とか。会見も30分しか一応枠がないので、そこで一から質問をすると全然もう時間が足りないとなるので、記者側も理解をした上で会見に臨むというのがスムーズです。

村上:判決前の事前勉強会をしていただけるとすごい ありがたくて、そこで争点とか、双方どういう主張 をしているのかを整理し、記事を準備することがで きます。東電の原発訴訟みたいなものだと、まとめ ていただいた方が確かにありがたいです。

雨宮:記者会見ですと、弁護士が伝えたいことと、 記者さんたちが知りたいこととのたぶんギャップが あって、そこを埋めるのに時間がなくなっちゃうと いうのがあるのかなという感じです。弁護士が知って いるとすごく役に立つというところを教えていただ ければうれしいです。

高橋:伊沢さんもおっしゃいましたけれざも、私もこれまでの番組担当時代にお付き合いをしていただいた弁護士の方の印象って、本当に専門性がそれぞれあるんだなというのを、改めてですけれども感じています。いわゆるテレビドラマで描かれる刑事弁護人みたいな方だけでなく、離婚訴訟を中心にやられていたり、薬害事件、労働問題をやっている方もいたり、さまざまなフィールドで、それぞれの専門性で



裁判をプロとしてやられているんだなというふうに 尊敬しているところです。

弁護士の方や弁護士会に望むことということですけれども、もし会見を開いていただいたりするのであれば、できるだけQ&A、質疑応答を大切にしていただけると助かります。

確かに私たちも不勉強なところがあって専門性も持っていないので、裁判についてレクをしていただけるととても勉強になるんですけれども、気付いたら30分ぐらい弁護士の方々がずーっと話している状態ですと、こういう理解でいいのかなとか、ニュースにするときにはこういう言葉に言い換えてもいいでしょうかというところが、会見の時間内に聞き切れないことがよくあります。もし準備できる書類などあって事前に読み込んでいけるものは私たちの中でも勉強させていただいて、その上でもし会見となったときには紙の読み上げみたいなものは少しにしてもらって、あとは記者とのやりとりの時間を意識していただければ大変助かるというのが一点。

あと、メディア嫌いの弁護士の方も中にはいらっしゃるのかなというところもあるのですが、こちらからアクションを示してお伺いしたときに、まったく電話も取り次いでもらえないということではなくて、こうこうこういう理由だから話せないとか、依頼人のこういう意向があるからこれについてはコメントができないとか、そういったやりとりができたらと思います。こちらとしても双方の主張をきちんと聞いた上で、例えば「コメントできない」といういわゆる定型文のような答えになったとしても、その中にきちんと人と人との、取材者と弁護士とのやりとりがあった上でのコメントであれば、というところがありますから、門戸を閉ざさずに

コミュニケーションを取っていただけますと幸いです。

司会:最後に奥副会長から。

奥:非常に有益なお話をお聞きすることができました。 稲垣さんが最後におっしゃっていて、ほかの皆さんも うなずいていらっしゃったように、メディアの人たち、 報道に携わる人たちと我々弁護士は、基本的に、 同じ方向を向いているのだと感じました。

ただ弁護士と記者の立ち位置が違うという面も 否定できず、相互のコミュニケーションのあり方に 課題を感じています。弁護士は、社会的に有意義 なことをやっていい判決が出たら、当然報じてくれ るものだと思っている部分がありますが、他方で、 そういった情報は弁護士が報道機関にアウトリー チによる情報提供をして報道してもらわないと、 一般の人には伝わっていかない。また、弁護士は、 ニュースとして取り上げてもらうための、報道機 関の皆さんのタイムスケジュールやニュースバリューに対する意識について、十分に認識できていないのかなとも思います。こうしたギャップを今日の 座談会を機会に、少しでも埋めていければと思います。

私は、これまでに何度か取材を受けてきたことが ありますが、村上さんがおっしゃっていたように信頼 関係をどう構築するか。

弁護士にとって、報道機関に対し、単に面白そうな内容だったからといって切り取られ、本質じゃないところを書かれてしまっては困るという防御心があるかもしれず、これが弁護士と報道機関の間の不要な溝を生んでしまっているのかもしれないと思いました。日頃から、お互いがしっかりとディスカッションをする機会を増やしていきたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。

寄稿

敵か 同志か 同床異夢か――弁護士と記者の微妙な関係



専修大学文学部ジャーナリズム学科教授・ジャーナリスト 澤 康臣

弁護士と縁が深い記者人生である。共同通信記者として1990年から2020年までの30年,事件,裁判の取材や調査報道に関わった。あちこちの事務所を訪問し、ときには居座って酒を飲み、議論し…。愚かな新人記者の私に、制度の基礎から個別事件の解説まで手ほどきをしてくれた初任地水戸の弁護士さんたち、計7年を過ごした東京の司法記者クラブで苛烈な競争に弱り果てた私に助け船を出してくれた弁護士さんたち。温情に支えられ、どうにか情報を市民に届けることができた。職を転じてジャーナリズム研究教育に携わり、学生や若手記者と議論するとき、こんな弁護士と記者の大切な縁を語ることになる。

不倶戴天? 弁護士と記者

「ごめんください…ごめんくださーい」

法律事務所のドアを開け、大声で呼びかけ、メディアから来た記者だと告げる。事務員が面倒くさそうに「弁護士は電話中です」と応える。体よくあしらわれてしまうと予感し、事務員が席を外した隙に弁護士の部屋を直接ノックしてみる…。

米映画「スポットライト 世紀のスクープ」に こんな場面がある。米紙ボストン・グローブの調査 報道チームが、カトリック教会の子ども性虐待と その隠蔽を明らかにした実話に基づく、記者たちの ストーリーだ。報道は2003年にピュリツァー賞を 受賞、映画も2016年のアカデミー賞作品賞を受賞 した。

ボストンはカトリック信者が多く教会は巨大な宗教権力である。グローブ紙の編集局長は就任すれば 枢機卿を表敬訪問するならわしだ。地元紙として, 教会の汚点を暴けるのか。 記者たちがまず頼ったのが弁護士である。被害者が教会側を訴えた訴訟の原告代理人,変人で鳴らすガラビディアン弁護士だ。それが先の場面である。

突然現れたレゼンデス記者を追い返そうと, ガラ ビディアン弁護士は次々に言う。

「話せない。忙しいんだ」

「もうフェニックス紙 (ライバル紙) に話した。 それを読め」

「訴訟記録なら閲覧制限が出ているから渡せない」 「メモを取るな! あんたに話す必要はない|

なかなかの強者である。実際、ガードの固い弁護士は日本にもいる。これらのセリフは私にも記憶がある。日本の多くの記者も経験しているだろう。そして、こんな情熱がある弁護士の方が脈がある。

「ガラビディアン先生, 話せないことがあるのは 承知してます。でも私, これは大事な話だと思うん です」

「フェニックス紙はもう誰も読んでおらず,力もない…でも我々には力があります。我々が書けば,みんなが知ってくれます」

真剣な記者の問いかけに、少しずつ軟化する変人 弁護士。

「教会は世紀単位でことを構える。新聞社ごときに 勝てるか?」

「勝ちます。でもうかがっていいですか…先生は 勝てるんですか」

深刻で極めてデリケートな事件である。弁護士に 安直な対応が許されないのは当然だ。だが記者も真 剣である。市民に訴え、社会を動かすつもりでいる ことを本気で説得しなければ、弁護士は分かってく れるはずもない。記者の言葉でよく取材相手を「口 説く」というが、誠意を尽くし本当の気持ちでぶつ かっていく気概がない記者に「口説く」ことは到底 できない。

報道という厄介な存在

それはそうだろう。そもそも報道により、当事者に直ちにメリットがあるとは全くいえない。どう報じられるかわかったものではないし、世間の反応となるとなおさらである。他国に比べ非常に匿名発信が多い日本のソーシャルメディアの反応は特に、ろくなものにならないようにも思える。

事案によっては、報道を通じ市民に広く訴える価値は高い。社会の前進は、人々の闘いと言葉と姿が他の市民に共鳴して実現してきた。それでもなお、情報は思いのままコントロールできるものではない。ひとたび発信された情報は公共のもの。そしてただちに現代史の一部になる。誰かの都合で消すことは技術的にも倫理的にも難しい問題を伴う。

だから報道内容を事前に記者とよく話し合ってか ら発信すればいいのではないか。

そこに矛盾がある。弁護士は通常、当事者の代理人として当事者の利益のため奮闘する。情報の面に当てはめればスポークスパーソン、広報担当者の役割となる。当事者の利益にならない情報は阻止し、当事者に利益になる視点をプッシュするのは弁護士として当然の責務となろう。

記者の倫理は別なところにある。「ニュースは歴 史の第一稿」といわれ、世界的に読まれる「ジャーナリズムの原則」(ビル・コバッチ、トム・ローゼンスティール)はジャーナリズムの目的を「市民が自由になり自治ができるため必要な情報を提供すること」と説明する。個別当事者の利益とは別文脈だ。市民と社会と歴史のため、克明で検証可能 な記録をすることが求められる(そこに、しばしば 議論となる実名報道の、責務としての存在基盤も ある)。

書かれる当事者のためではなく市民の自治のため―。だから、先の「ジャーナリズムの原則」はジャーナリストの掟として、真実であること、市民への忠誠、権力の監視などと並び「ジャーナリストは、取材対象からの独立を保たなければならない」を挙げる。「中立」ではなく「独立」。目の前にいる取材相手の利益をことさらに目的として報道することがあってはならないのである。

記者は誰のために

それゆえに、記者が取材相手に対し、取材と事実確認のラインを越え、報道内容の事前チェックを受けた場合は「独立」の脅威という問題が発生する。これをすれば、事実上取材対象者の監修を受け、編集過程に関与させることになる。報道としての純粋性を損ない、広報・宣伝の色彩を得はじめる。

もしも人気ユーチューバーが「おすすめ商品」を 語るとき、裏で製造・販売元と金品のやりとりがあ ればそれは「ステルスマーケティング(ステマ)」、 つまり広告であることを隠したアンフェアな広告と みなされ得る。このような裏の利害関係を持たない という前提で、プロの報道は市民に信用していただけ る。報道する対象の代理人でなく、誰の代理人でも なく、あえて言えば「市民の代理人」という意識で、 第三者として報道しているという姿勢を保つことは 生命線である。

とはいえ, ものを知らない記者に複雑な話をして, 正しく理解し, 的確に報道してもらえるのか。取材に 応じた側からすれば当然の懸念だ。報道の独立を害さないよう原稿チェックは避け、かつ正確性を担保できるだけの十分な取材コミュニケーションをとる難しさは、英語圏の報道実務でも「独立性と正確さのバランス」の問題として悩みの種になる。2012年にワシントン・ポストのダニエル・ドビセ記者がテキサス大学に関する記事の原稿を大学側に事前に見せたことが露見し強い批判を受けた。このとき同紙のブロークリー編集主幹は事前の原稿チェックはすべきでないと改めて強調し、例外は安全保障のような機微な記事、科学や政治のような複雑な記事で「言葉の用い方や、記事の一部分」について取材相手に知らせること、ただし正確を期する目的に限ると述べている。

日本の実務では、カギカッコの内側や微妙な事実 関係、専門知識関連などは細かく具体的に確認を 求めることも多いが、その人が権力者か脆弱な立場 かなど、すべてはケースバイケースというほかない。

英米メディアから私自身が取材を受けた際、コメント部分も含め報道内容の事前確認を経験したことはない。英米で自分が取材した際に、取材相手から確認を求められたこともない。米高校生向けジャーナリズム教科書「A Newshound's Guide to Student Journalism」は、原稿内容のコントロールを取材相手に渡すことは「信用を破壊し、倫理に反する」と警告し「悪しき前例になる」と戒める。

独立の立場にこだわることは、何より記事の内容がどの当事者にとっても「ちょっとなあ」と思われ、結局全当事者から疎まれることになりかねない。「ジャーナリズムとは、誰かが報じられたくないものを報じることだ。それ以外は宣伝に過ぎない」という。この言葉を述べたのは英作家ジョージ・オーウェルとの説もあるが出典は確認されず、事実上「詠み人

知らず」である。

私が司法記者だったころ、弁護士をうらやましく 思ったのはステータスや収入よりも「誰かのために 仕事をし、その誰かから感謝される」ということだっ た。弁護士の仕事には大変な苦心や誤解、危険も あるとは思う。しかし記者は「目の前の誰かのため に仕事をする」ことが許されないのは、ときにひどく 寂しいことである。

弁護士と記者の協働は

それでも記者は誰もが社会の役に立ちたいと思っている。困っている人々の声となり、社会問題の解決に向かう人々の議論を呼び起こしたい。そんな人々の近くにはしばしば弁護士がいて、力になろうと奮戦していることもまた、記者は知っているし、そういう仕事に敬意を持っている。労働、環境、消費者、差別をはじめとする課題に向き合い、公正な刑事手続きを実現し、世の中を少しでもましにしたいという気持ちは、弁護士と記者でしばしば重なりあうと、自分自身の経験から確信している。

記者にできることは事実を掘り起こし、明らかにしていくことだ。政治や行政やビジネスの不正と怠慢、社会の矛盾を発見する努力を続けなければならない。そのために情報の開示が欠かせない。近年の森友・加計、桜を見る会の問題でわかったのは、公文書の保管が不十分で、あまりに早く廃棄され、ときには意図的に改変さえされていたことだ。行政文書の情報公開制度は20年間ほぼ進歩がなく、しばしば「ノリ弁」と呼ばれる非開示に阻まれる。個人情報保護法はその大切な精神よりも、むしろ面倒ごとを避ける口実に借用されているように思われる。

いや、記者ならこんな表向きの制度に頼らず、 プロとして人間関係を駆使し、秘密情報源を構築 して乗りこえるべきではないか。もちろんだ。ただ それにどこまで頼るのか、が問題である。

人間関係取材によってこうした非公式情報を得るとき、記者は情報源に借りを作る。そして多くの場合、情報は権力者をはじめとするエリートのところに集まる。取材が人間関係取材ばかりになれば、記者はエリートたちに頭が上がらなくなりかねない。少なくとも「今後、気まずくなったら、情報提供を渋られたら…」という懸念はつきまとう。記者は図太さを持つべきだが、それでも経験上、このプレッシャーは記者の思考に著しく影響する。

公開情報の拡大と情報開示の実現こそ,こんな しがらみから記者を自由にする。厚意に基づく恩 恵ではなく,人間の権利として情報を得られ、情 に縛られない。市民への真実情報の流れが円滑に なる。

でもどうすればそれが実現するのか。そこに、弁護士と記者の協働の場があるように思われる。

米国の「報道の自由のための記者委員会」は広範な弁護士の支援で情報開示や取材の権利確保を推進する。同委員会の弁護士たちは、情報開示請求に対する非開示決定への異議申し立てや開示を求める訴訟の代理人として、また、記事に対してSLAPP(スラップ)訴訟などの訴えを起こされた場合の代理人として、報道・情報の自由の立場で記者とともに闘う。裁判の公開も同委員会が取り組むテーマで、訴訟記録の過度な閲覧制限と闘い、コロナ禍でオンライン傍聴を求めるなどしている。

英国の「メディアローヤー協会」は各メディア企業の社内弁護士が作る。同国の個人情報保護機関「情報コミッショナー」によるメディア牽制に反論や

意見発表を行ったり、裁判所当局と交渉して裁判の 公開と記者の法廷取材・報道の権利を確保する綱領 をまとめたりしている。近年では、記者にネット上で 嫌がらせや罵倒を行うオンラインハラスメントが悪化 していることを受け、法的な助言や対抗手段をまと めた指針を発表したことも知られる。

冒頭に挙げた映画「スポットライト」で、カトリック教会の子ども性虐待の闇を追う米紙ボストン・グローブもまた、取材の過程でこうした法的手段を用いる。真相解明のため、被害者が教会側を訴えた訴訟記録の閲覧制限を解除する申し立てを起こすのである。

教会側は抵抗する。巨大な宗教権力相手の, 勝ち 目の薄い争いだと, 他紙記者から冷やかされる。

だが、レゼンデス記者はいつしか気脈を通じるようになった変人弁護士ガラビディアンのアドバイスを経て、とある場所でこの内容が書かれた文書にアクセスする。裁判官が問う。

「これは…かなり機微に触れる内容だが」 「機微は関係ないでしょう。公開のものです」

「これを記事にした場合, どう報道責任を取るのか?」

「書かない場合、報道責任はどう取るべきでしょうか? |

伝える責任と義務――これは誰か特定の人の利益にならず、むしろ当事者の方々に著しい迷惑や困惑となりかねない。「良い報道なら応援する」という恩恵の発想でなく、権利の文脈となると良い顔をされず、総論賛成、各論反対となりがちなこの概念を、英米ではメディアローヤーが記者と協働して支える。日本でも自治と民主主義を支える情報のため、弁護士の方々とジャーナリズムが協働する枠組みの可能性を、私は今真剣に考えている。